


小坂町特定不妊治療費等（特定不妊治療・一般不妊治療・不育症）助成事業について

現在、7～10組に1組のご夫婦が不妊といわれています。町では、経済的負担を軽減するため、不妊治療等の助成事業を平成25年4月1日よりスタートしています。

治療の内容	特定不妊治療費	一般不妊治療費	不育症治療費
対象者 ※申請をした日において、右欄に掲げる要件をすべて満たす夫婦。	① 夫婦として町内に1年以上住所を有し、現に居住していること。 ② 当該夫婦の前年の所得（1月から5月までの申請については、前々年の所得）の合計額が730万円未満であること。 ③ 町税を滞納していないこと。	④ 産婦人科または泌尿器科等の医療機関で不妊治療が必要であると診断されていること。 ⑤ 被保険者等であること。	④ 産婦人科または泌尿器科等の医療機関で不育症治療が必要であると診断されていること。
助成の対象となる費用	1回の特定不妊治療（院外処方費用も含む）に要した本人負担額から、秋田県から受けた助成額を控除した額。	医療機関において夫婦が受けた一般不妊治療費用の本人負担額。（院外処方費用も含む）	医療機関において夫婦が受けた不育症治療費用の本人負担額。（院外処方費用も含む）
助成額及び期間 ※1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます	【助成額】 1回につき15万円を限度額とします。 ※ただし、特定不妊治療の一環として男性不妊治療を行った場合、1回の治療につき5万円まで上記の額に加算。 【助成回数】 秋田県特定不妊治療費助成事業の回数に準じます。	【助成額】 1年度につき15万円を限度額とします。（年度：4月1日～翌年の3月31日） 【助成期間】 初回の助成を受けてから5年です。	
申請書添付書類 ※それぞれの助成金交付申請書・受診等証明書に添付してください。	① 医療機関の発行した領収書・治療内容が確認出来る明細書の写し（どちらも、院外処方にかかる薬局の明細書等を含む）※ただし、特定不妊治療費の場合、秋田県特定不妊治療費助成事業申請書に添付書類として提出した領収書及び明細書等と同様の写し。 ② 夫婦の戸籍謄本の写し（初回の申請に限ります。） ③ 夫及び妻の納税証明書（年度内2回目以降の申請で、1回目の申請が6月以降の場合は省略できます。） ④ 夫及び妻の住民票の写し（年度内2回目以降の申請の場合は省略できます。）	⑤ 夫及び妻の所得証明書の写し（年度内2回目以降の申請で、1回目の申請が6月以降の場合は省略できます。） ⑥ 夫婦の保険証の写し	

◆ 申請期間・申請方法 ◆

原則、治療を終了した日が属する年度末日（3月31日）まで、申請書類を保健センターへ提出し申請することになります。申請書類は保健センターにあります。（町ホームページにも掲載しています。）

保健師が不在の場合もありますので、申請を希望する方は事前に保健センター（☎29-3926）までご連絡ください。（一般不妊治療費や不育症治療費の助成の場合、あらかじめ医療機関から記入してもらう書類もありますので必要な書類を事前にご確認ください。）

担当：小坂町保健センター ☎0186-29-3926（平成29年度作成）

